

## 今月の断酒表彰

☆H・Kさん 南千里支部 断酒二十年

☆O・Tさん 吹田支部 断酒二十四年

断酒表彰おめでとうございます。

ますますのご活躍を期待いたします。

<令和元年年9月1日入会>

☆F・Tさん 吹田支部

新しい仲間です。よろしくお願いします

## 断酒に思う (100)

吹田支部 T・T

最近のニュースで、子供を虐待死させた事件をみて人ごとではないと感じたのは私だけだろうか？色んな問題点がある、学校の問題、行政の対応の問題、対応した職員の問題も大きい、それだけではない人任せ、無関心、ものごと楽観的に見る等幼い児童が救いの手を必死に差し伸べていたのに、それに誰も気付かない、ましてや自分の親に迫害を受けるというような、普通一番安心できる筈の家が両親という名の鬼が住む地獄だった、親に迫害され最後には殺されるは余りに悲し過ぎる、この世には神も仏も無いと本心からそう思う。

母親も子供を連れて逃げれば良いのにと、個人的には思うそれが現実では出来ない状況になるのか、アルコール依存症の患者の場合でも同じ様な状況になるのか、共依存ということを入院後に教えてもらったが、依存症の周りの人間も患者の影響で普通の思考能力を失ってくるのか。今、そんなことが少し分かる状態になっているが、多分飲酒末期にはこの事件の犯人の親に近い思考能力しか無かったのではないかと反省もしているが、自分だけはそんなことはしていないと思う気持ちもまだ強く持っている。

悔やんでも悔やみきれない状況になる前に、幸運にも専門病院に繋がって自分の状況が理解できて反省の心が芽生えた事、断酒会に入会でき自助グループの力で楽に断酒継続が出来た事、断酒会の中で謙虚になれと教えられ傲慢な気持ちになる事も抑えられた事、断酒会は酒を止めるだけの会ではなく生涯学習の場であるという事、を教えてもらい今があります。まだまだ自分では思い出したくない酒害を思い出して二度と繰り返さないためと反省、感謝、報恩の気持ちを持ち続けるために、今後も断酒会から離れる事の無いように例会出席を継続してまいります。今後とも宜しくお願いします。

令和元年9月1日発行No.199

編集・発行 事務局・広報部

<http://suitashi-danshukai.net>



## 断酒会規範

十 断酒会は政治、宗教、商業活動に利用されない。断酒会は、例会に於いては体験談に終始するという原則を持っているが、組織の運営を討議する理事会、代議員会等では、何でも自由に討論することができる。ただし、政党、宗派の問題だけは例外である。

断酒会にはあらゆる政治思想、信仰を持つ人が入会している。政治思想、信仰は、信奉する人にとっては絶対的ともいえるものであり、そうした議論の中で起こる確執は断酒会員の融和、一体性を損なうだけでなく、将来にしこりを残すからである。

また、そうした議論の中でもし意見統一があった場合は、断酒会は政治、宗教に利用される怖れがあり、「断酒会は人間愛に充ちた純粋な奉仕団体である」という、基本理念を捨てることにもなるのである。

確かに断酒会は、政治的に動くことはある。地方行政機関に様々な要請をし、政治家に協力を求める。しかしそれは、地域の酒害者を救済するためのものであり、酒害啓発活動をより効果的にするためである。つまり、断酒会活動の一環として行っているものである。また、協力を要請する政治家は酒害問題に理解を示す人に限られており、かつ党派を超えたものである。

断酒会は政治的に動いても、政治的に利用されない組織である。選挙等には一切関与しない。また、宗教団体の協力があっても、断酒会を布教の場にはさせない。酒害問題は社会全体の問題であり、われわれの活動に協力することは彼らの良識であり、見返りを求めないはずである。

断酒会は財源が乏しいので、活動資金を得るために出版や商品の販売を組織として行うことがある。これは止むを得ぬ手段であるので許される。ただし、酒害問題に直接、間接的に関係のあるものの販売が常識である。

会員個人、もしくは外部の者の利益のために、断酒会の中での商行為は許されない。断酒会の純粋さを侵すだけでなく、会員同士の人間関係の悪化につながるからである。

(指針と規範 P95～96)



# みんなの広場

## 「お酒に関する豆知識3」

＜ 室町時代 ～ 江戸時代 ＞

酒造技術の発達とともに酒の生産量も増えて、それに伴い庶民の飲酒機会も増えてきた。時の権力者は農耕等に支障がでないようにと度々、禁酒令や酒造規制をかけているが絶対服従というような厳しいものではなかった。

平城京や平安京には造酒司（酒をつくる役所）がおかれ朝廷が酒を製造していたが、課税の発想はなかった。鎌倉時代には、武家政権は酒を飲んで堕落することを嫌い「沽酒の禁（酒の販売禁止策）」を出している。課税することは公式に酒を認めることになることから、鎌倉幕府は課税を考えなかった。

室町時代に入り、3代将軍足利義満（金閣寺を建立した将軍）は南北朝時代からの朝廷との争いに終止符をうち、軍事費を賄う為に日本で最初の酒税を課したのである。

ツボひとつで200文（現代のお金で20,000円程度）の課税であったが、酒造りは神社仏閣や朝廷の「酒の司」等で技術が向上し、製品の質と量とが上がり、僧坊酒や天野酒といった良質な酒が造られるようになった。

酒の売買もされるようになったが現代のように安価で大量に手に入れることは難しかった。室町時代には幕府の許可を得た「麴座（今の酒造メーカー）」のような仕組みも出来ていた。

戦国・安土桃山時代には“酒の火入れ”“諸泊（もろはく）”の記述があり泉州堺の商人が大阪より木綿・油・酢・醤油などと共に酒を積み込み江戸に回送（菱垣廻船の始まり）し、江戸期に入ると大阪の廻船問屋が酒荷だけで（樽廻船の始まり）回送するようになり、大量の流通が始まった。

江戸後期には幕府の調査で全国で約92万石が醸造されていたとあり内7万2千石が江戸で消費されていたようだ。

江戸期後期には西宮で山邑（やまむら）太左衛門により「宮水※」も発見されている。

※宮水（みやみず）：今の兵庫県西宮市の西宮神社の南東側一帯から湧出する、日本酒づくりに適していると江戸時代後期から知られている水。灘五郷の酒造に欠かせない名水として知られる。



〈みんなの広場〉では会員家族のみなさんからの投稿を掲載していきます。

近況報告、趣味の披露、読書感想、映画・ビデオ鑑賞の印象、会へのご意見等々、発表形式は、散文、短歌、俳句、川柳、漫画、イラストなんでも結構です。奮って応募してください。

（広報部）